保険料口座振替の手続きについて

「預金口座振替依頼書」の太枠内必要事項をご記入、銀行届出印を押印のうえ、健保にご送付ください。

記 入 例

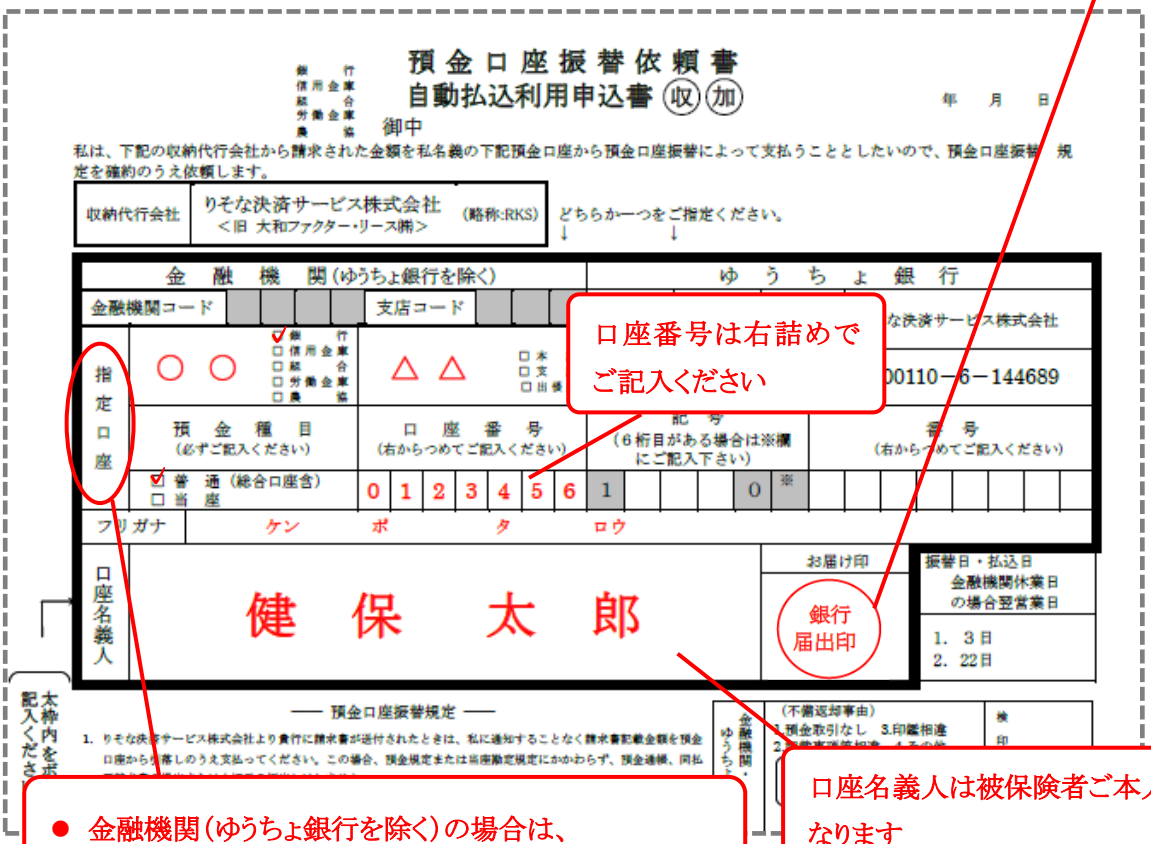

ネット銀行等でお届け印の登録がない場合は、斜線を引いてください

※お届け印の登録がない場合でも性または名が一致する任意の印鑑による押印が必要な場合があります。銀行へ確認のうえご対応願います。

口座番号は右詰めでご記入ください

口座名義人は被保険者ご本人となります

- 金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の場合は、
  銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座番号をご記入ください
- ゆうちょ銀行の場合は、
  通帳の記号・番号をご記入ください

【ご留意点】

※ 記載漏れ、記載誤り、銀行届出印の誤りがありますと手続きが完了できませんのでご注意ください。この用紙の訂正には、銀行届出印での訂正が必要です。

※ 口座振替の開始月は「保険料通知書」にてご案内いたします。手続き完了までは払込取扱票による振込みとなります。（初回引落し開始まで2～3ヵ月要します）

※ 保険料の口座振替は毎月3日、前納一括払いは、3月・9月（半年）の指定日となります。振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。